

通勤手当等の非課税限度額 エコ定期の扱いはどうなる

通勤手当（通常の給与に加算して支給されるものに限ります）や通勤用定期乗車券（これらに類する手当や乗車券を含みます）は、四つに分けられた区分に応じて、各々1ヶ月当たり一定の金額までは非課税となっています。今回は今話題の「エコ定期」の扱いを含めて非課税限度額について整理してみたいと思います。

□乗り継いで利用する場合の計算

通勤の手段として交通機関とマイカーを乗り継いで利用する場合の通勤手当の非課税限度額は、次の算定金額の合計額（月額10万円が限度となります）となります。①交通機関を利用する場合には、経済的かつ合理的な経路等による1ヶ月当たりの通勤定期券代相当額。②マイカーを使用する距離に応じて定められた一定金額。

□「合理的な運賃等の額」

ナマの税務相談室

Q 一昨年医者の兄が死
亡し、遺産のうち兄
が居住用兼医者の業務用に
使っていた土地及び建物を
弟の私が相続しました。

その不動産は私の娘の家族に無償で貸与し現
在住んでいます。先日突然、娘夫婦が参りまし
て、今住んでいる建物は建築後50年以上経過し
た老朽建物なので、取壊して自分たちの居住用
建物を新築したいと申し出がありました。税務
上何かアドバイスをいただければ有り難いので
すが。

A そうですね。いろいろ対策は考えられま
すが、資金贈与のお考えはありませんか。

住宅購入資金として平成23年12月31日まで
に20歳以上の直系親族に贈与した場合、非課税
となる優遇措置があるので。

Q 実は私は病気持ちで何かと費用がかかり
ますし、家内の老後生活の経済問題もあ
りますので、今回は金銭の贈与は考えていない

通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照
らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の
経路及び方法による運賃又は料金の額をいいま
す。この「合理的な運賃等の額」には、新幹線
鉄道を利用した場合の特別急行料金は含まれま
すが、グリーン料金は含まれません。

□「エコ定期券の扱い」

仙台国税局の回答事例から次のことが分りました。

すなわち、ノーカード制度を設けている会社が、鉄道会社が発行している「エコ定期券」を希望者に現物支給していた場合、この「エコ定期券」についても通勤手当の非課税規定を適用できるという回答です。

ポイントは、エコ通勤は月3日に過ぎず、依然としてマイカー等の通勤が「常例」であった点にあります。マイカー等の通勤手当にエコ定期券を合算した額で非課税規定の上限が判定でき、交通機関の利用日数と交通用具の使用日数に接分する必要がないことも併せて確認されています。

相続時 精算課税制度

のです。

A 成る程、それでは今
娘さんが住んでいる
不動産を相続時精算課税制
度を使って贈与する方法が

宜しいと思います。贈与した不動産の税務上の
価格が2,500万円までは取りあえず無税で贈与で
きます。

Q 今年の路線価で計算いたしますと、土地
は1,850万円、家屋の固定資産税評価額は
150万円ですので、合計で2,000万円です。

A 先程、取りあえず贈与税は無税と申し上
げましたが、相続時精算という文言に次
いで課税という文言がありますように、贈与者
が死亡し相続が発生した時点で、子供に贈与した
財産が相続財産に取り込まれます。

Q 成る程、その時点で税金の精算をすると
いうことですね。贈与手続きや、申告上の
準備すべき資料については、また日を改めて
ご相談に伺います。

ナマの税務相談室